

自己点検事項

◇ 医療機器安全管理料2(B011-4)

(1)当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師が1名以上配置されている。( 適・否 )

- ※ 常勤の医師又は歯科医師は、放射線治療の経験を5年以上有していること。
- ※ 当該医師については、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療(IMRT)、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。

(2)当該保険医療機関内に放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担当する技術者が1名以上配置されている。( 適・否 )

- ※ 専ら担当する技術者は、放射線治療の経験を5年以上有していること。
  - ※ 当該技術者は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療(IMRT)、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師との兼任はできないが、外来放射線照射診療料に係る技術者を兼任することができる。
- また、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療(IMRT)、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者との兼任もできない。

(3)当該保険医療施設において高エネルギー放射線治療装置又はガンマナイフ装置を備えている。( 適・否 )

点検に必要な書類等

・放射線治療を専ら担当する常勤医師の出勤簿

点検に必要な書類等

・放射線治療に関する機器の精度管理等を専ら担当する技術者の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名